

【表紙】

【発行登録番号】 4 - 外債1

【提出書類】 発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年3月22日

【発行者の名称】 フィリピン共和国  
(Republic of the Philippines)

【代表者の役職氏名】 ロザリア・V・デ・レオン  
(Rosalia V. De Leon)  
フィリピン共和国財務省財務局長  
(Treasurer of the Philippines)  
マーク・デニス・YC・ホーベン  
(Mark Dennis Y.C. Joven)  
財務省財務次官  
(Undersecretary, Department of Finance)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 小馬瀬 篤 史  
同 乙 黒 亮 祐

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 李 豪 俊

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【発行登録の対象とした募集又は売出し】 募集

【発行予定期間】 この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(2022年3月30日)から2年を経過する日(2024年3月29日)まで

【発行予定額又は発行残高の上限】 発行予定額 2,500億円

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

以下に記載するもの以外については、債券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

#### 1【発行主体】

フィリピン共和国

フィリピン共和国（以下「発行者」または「共和国」という。）の発行する債券は、共和国法第245号（その後の改正を含む。）（以下「共和国法第245号」という。）に基づいて発行される。

共和国法第245号に基づき発行される発行者の債券の発行限度額に関する法令上の制限は存在しない。

発行者による日本における債券の発行および募集に関する承認は、バンコ・セントラル・フィリピネス（以下「バンコ・セントラル」という。）の通貨理事会（Monetary Board）の原則的承認および最終的承認を取得することにより完了する。フィリピン共和国には、債券の発行に関する特別の会計は存在しない。

#### 2【募集要項】

未定

#### 3【利息支払の方法】

未定

#### 4【償還の方法】

未定

#### 5【元利金支払場所】

未定

#### 6【担保又は保証に関する事項】

未定

#### 7【債券の管理会社の職務】

未定

#### 8【債権者集会に関する事項】

未定

#### 9【課税上の取扱い】

未定

#### 10【準拠法及び管轄裁判所】

未定

#### 11【公告の方法】

未定

## 1 2 【その他】

未定

## 第 2 【売出要項】

該当事項なし

## 第 3 【資金調達の目的及び手取金の使途】

本書による資金調達は、予算の支援およびフィリピン共和国政府（以下「政府」という。）の借入金の一部返済を含む発行者の一般目的のために行われる。債券の純手取金は、実際に支出されるまでバンコ・セントラルに預けられ、将来の政府の一般資金需要のために使用される予定である。

## 第 4 【法律意見】

フィリピン共和国の司法大臣であるメナルド・I・ゲバラより、次の趣旨の法律意見書が提供されている。

- (a) 発行者による、および発行者のための関東財務局長に対する発行登録書の提出ならびに発行登録書に基づく発行登録は、発行者により適法かつ有効に授権されており、適用のあるフィリピン共和国法の下において適法であるとともに、かかる法律のいかなる条項にも違反するものではない。
- (b) 発行者はバンコ・セントラルの通貨理事会の原則的承認および最終的承認を得ることを条件として、発行登録の対象とされる債券を発行することができるものとする。

上記意見は、フィリピン共和国法に限定される。

## 第 5 【その他の記載事項】

該当事項なし

## 第二部【参照情報】

### 第1【参照書類】

発行者の概況等金融商品取引法第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）  
2021年6月29日関東財務局長に提出  
会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）  
2022年6月30日までに関東財務局長に提出予定  
会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）  
2023年6月30日までに関東財務局長に提出予定

#### 2【半期報告書】

該当事項なし

#### 3【臨時報告書】

該当事項なし

#### 4【外国者報告書及びその補足書類】

該当事項なし

#### 5【外国者半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし

#### 6【外国者臨時報告書】

該当事項なし

#### 7【訂正報告書】

該当事項なし

### 第2【参照書類の補完情報】

該当事項なし

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし